

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00014 沿革（略） <u>平成26年9月24日 一部改正</u></p> <p>（以下「銀行等」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00014 沿革（略）</p> <p>（以下「銀行等」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>（付保対象等）</p> <p>第1条 銀行等は、年月日から年月日までの期間に行った貿易代金貸付（<u>附帯別表第1に掲げるもの（以下「貿易代金」という。）の支払のための資金の貸付に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「貿易代金貸付金債権等」という。）の取得をいう。以下同じ。）又は保証債務の負担（貿易代金の支払のための資金に充てられる借入金若しくは当該資金を調達するために発行される公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「借入金等」という。）に係る保証債務の負担をいう。以下同じ。）について、貿易代金貸付又は保証債務の負担が附帯別表第2に該当する場合は、原則として、貿易代金貸付金債権等又は借入金等に係る契約の締結後、貿易代金貸付金債権等を取得又は保証債務を負担する日の前日までに、日本貿易保険に対し保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて銀行等の受ける損失を、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00014。以下「約款（貸付金債権等）」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成26年10月1日 14 - 制度 - 00074。以下「約款（保証債務）」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</u></p> <p>ただし、銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約につ</p>	<p>（付保対象等）</p> <p>第1条 銀行等は、年月日から年月日までの期間に締結した附帯別表第1に掲げる輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約（以下「貸付契約」という。）のすべてについて貸付のための</p> <p>契約の締結後、<u>原則として第1回貸出実行の前日までに日本貿易保険に対し保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された貸付契約について銀行等の受ける損失を、貿易代金貸付保険約款（以下「約款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</u></p> <p>ただし、銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約につ</p>	

新	旧	備考
<p>いて、貿易代金貸付（<u>貸付金債権等</u>）<u>保険外貨建対応方式特約書</u>（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00017。以下「<u>外貨建特約書（貸付金債権等）</u>」という。）又は貿易代金貸付（<u>保証債務</u>）<u>保険外貨建対応方式特約書</u>（平成26年10月1日 14 - 制度 - 00075。以下「<u>外貨建特約書（保証債務）</u>」という。）が付された場合は、日本貿易保険は、<u>約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）、外貨建特約書（貸付金債権等）又は外貨建特約書（保証債務）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</u></p>	<p>いて、貿易代金貸付保険（<u>外貨建対応方式</u>）<u>特約書</u>（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00017。以下「<u>外貨建特約書</u>」という。）</p> <p>が付された場合は、日本貿易保険は、<u>約款、</u></p> <p>この特約書及び<u>外貨建特約書</u>の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	
<p>（<u>相手方の登録</u>） 第2条 銀行等は、<u>貿易代金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者</u>について、<u>海外商社名簿</u>について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）に従い保険契約の申込みの前までに海外商社名簿へ登録しなければならない。</p>	<p>（<u>相手方の登録</u>） 第2条 銀行等は、<u>貸付契約の相手方</u>について海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）に従い保険契約の申込みの前までに海外商社名簿へ登録しなければならない。</p>	
<p>（<u>保険契約の締結及び制限</u>） 第3条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた<u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u>については、申込み後遅滞なく保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は附帯別表第3に掲げる<u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u>については、保険契約の締結を制限することができる。</p>	<p>（<u>保険契約の締結及び制限</u>） 第3条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた<u>貸付契約</u>については、申込み後遅滞なく保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は附帯別表第2に掲げる<u>貸付契約</u>については、保険契約の締結を制限することができる。</p>	
<p>（<u>保険金額</u>） 第4条 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。 一 <u>約款（貸付金債権等）第3条第1号から第9号まで又は約款（保証債務）第3条第1号のいずれかに該当する事由</u>にあつては次に掲げる率 イ <u>貿易代金貸付金債権等若しくは借入金等について相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている場合又は相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行が貿易代金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者となる場合</u>にあつては、100分の100 ロ～ハ （略）</p>	<p>（<u>保険金額</u>） 第4条 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。 一 <u>約款第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由</u>にあつては次に掲げる率 イ 相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている<u>貸付契約又は相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行に直接貸し付ける貸付契約</u>にあつては、100分の100 ロ～ハ （略）</p>	

新	旧	備考
<p>二 <u>約款（貸付金債権等）第3条第10号若しくは第11号又は約款（保証債務）第3条第2号若しくは第3号に該当する事由に</u>あつては次に掲げる率</p> <p>イ <u>貿易代金貸付金債権等若しくは借入金等について</u>一流銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている<u>場合</u>であつて日本貿易保険が認めたもの又は前号イに該当する<u>場合</u>にあつては、100分の95</p> <p>ロ （略）</p>	<p>二 同条第10号又は第11号に該当する事由にあつては次に掲げる率</p> <p>イ 一流銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている<u>貸付契約</u>であつて日本貿易保険が認めたもの又は前号イに該当する<u>貸付契約</u>にあつては、100分の95</p> <p>ロ （略）</p>	
<p>第4条の2 （略）</p>	<p>第4条の2 （略）</p>	
<p><u>（貿易代金貸付又は保証債務の内容の変更）</u></p> <p>第5条 銀行等は、<u>貿易代金貸付金債権等又は約款（貸付金債権等）第2条に規定する貸付金等（以下「貸付金等」という。）について</u>同第20条第1項に規定する重大な内容変更等を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあつた日から1月以内かつ償還期限から1月以内に、<u>借入金等又は保証債務について約款（保証債務）第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあつた日から1月以内かつ保険期間内に、それぞれ、その旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならないものとする。</u></p>	<p><u>（貸付契約の内容の変更）</u></p> <p>第5条 銀行等は、<u>約款</u></p> <p>第20条第1項に規定する重大な内容変更等を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあつた日から1月以内かつ償還期限から1月以内に</p> <p>その旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならないものとする。</p>	
<p>2 日本貿易保険は、当該重大な内容変更等の後の<u>資金使途が貿易代金の支払のための資金に該当しない、又は貿易代金貸付若しくは保証債務の負担が附帯別表第2に該当せず、若しくは附帯別表第3に該当するときに限り、保険契約を解除することができる。</u></p>	<p>2 日本貿易保険は、当該重大な内容変更等の後の<u>貸付契約が</u></p> <p><u>附帯別表第1に該当せず、又は附帯別表第2に該当するときに限り、保険契約を解除することができる。</u></p>	
<p><u>（保険料の額）</u></p> <p>第6条 保険契約の保険料の額は、保険契約を締結した<u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u>ごとに、保険価額に貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034）に従つて算出された保険料率を乗じて得た金額とする。</p>	<p><u>（保険料の額）</u></p> <p>第6条 保険契約の保険料の額は、保険契約を締結した<u>貸付契約</u>ごとに、保険価額に貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034）に従つて算出された保険料率を乗じて得た金額とする。</p>	
<p><u>（保険料の納付）</u></p> <p>第7条 <u>約款（貸付金債権等）第22条第1項又は約款（保証債務）第21条第1項の規定にかかわらず、貿易代金貸付又は保証債務の負担の対象となる貿易代金に係る輸出契約、仲介貿易契約又は</u></p>	<p><u>（保険料の納付）</u></p> <p>第7条 <u>約款第22条第1項の規定にかかわらず、輸出契約（貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）第26条第1項又は第2項の規定により輸出契約とみなされるもの</u>を</p>	

新	旧	備考
<p><u>技術提供契約</u>（以下「<u>輸出契約等</u>」という。）が、<u>附帯別表第4に掲げる輸出組合等</u>（以下「<u>輸出組合等</u>」という。）と<u>日本貿易保険との間で締結された貿易一般保険の各包括保険特約書</u>（<u>別途追加特約書が締結されている場合は当該追加特約書を含む。</u>）の<u>対象である場合</u>にあつては、<u>貿易代金貸付保険包括保険</u>（2年以上）の<u>保険契約の保険料の納入に関する特約書</u>（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00015）に定めるところに従い、<u>当該輸出契約等における輸出者、仲介貿易者又は技術提供者</u>（以下「<u>輸出者等</u>」という。）が<u>当該対象となる包括保険特約書の締結者たる輸出組合等</u>を通じて、<u>日本貿易保険に納付するものとする。</u></p>	<p>む。）又は<u>仲介貿易契約</u>（<u>法第26条第1項又は第2項の規定により仲介貿易契約とみなされるものに限る。</u>）（以下「<u>輸出契約等</u>」という。）に係る<u>貸付契約</u>にあつては、<u>貿易代金貸付保険包括保険</u>（2年以上）の<u>保険契約の保険料の納入に関する特約書</u>（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00015）に定めるところに従い、<u>当該輸出契約等を締結した輸出者又は仲介貿易者</u>（以下「<u>輸出者等</u>」という。）が<u>当該輸出契約等に基づく輸出貨物又は仲介貿易貨物の種類に応じその所属する附帯別表第3に掲げる輸出組合等</u>を通じて、<u>日本貿易保険に納付することにより行うものとする。</u></p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>あらかじめ輸出者等が特定できない場合</u>その他前項の規定により<u>輸出組合等が保険料を納付することが適当でない</u>と日本貿易保険が認める場合には<u>銀行等が日本貿易保険に納付するものとする。</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>輸出者等が所属する輸出組合等がない場合</u>、<u>あらかじめ輸出者等が特定できない場合</u>その他前項の規定により<u>輸出組合等が保険料を納付することが適当でない</u>と日本貿易保険が認める場合には<u>銀行等が日本貿易保険に納付するものとする。</u></p>	
<p>3 前1項に該当しない場合にあつては、<u>銀行等が日本貿易保険に納付するものとする。</u></p>	<p>3 前2項に該当しない場合にあつては、<u>銀行等が日本貿易保険に納付するものとする。</u></p>	
<p>4 前2項により<u>銀行等が保険料を納付する場合</u>においては、<u>銀行等は、保険契約が締結された貿易代金貸付又は保証債務の負担、内容の変更の承認がされた貿易代金貸付又は保証債務の負担、貸付金等又は主たる債務者の債務のうち保証債務に係る部分の全部又は一部について償還金額及び償還期限が確定した貿易代金貸付又は保証債務の負担</u>その他<u>保険料を納付すべき義務の生じた貿易代金貸付又は保証債務の負担</u>に係る前条又は第13条に規定する<u>保険料を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</u></p>	<p>4 前2項により<u>銀行等が保険料を納付する場合</u>においては、<u>銀行等は、保険契約が締結された貸付契約、内容の変更の承認がされた貸付契約並びに貸付金の全部又は一部について償還金額及び償還期限が確定した貸付契約</u>その他<u>保険料を納付すべき義務の生じた貸付契約に係る前条又は第13条に規定する保険料を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</u></p>	
<p>5～6 （略）</p>	<p>5～6 （略）</p>	
<p>（<u>保険料の返還等</u>） 第8条 前条第2項又は第3項の規定により<u>銀行等が保険料を納付する場合</u>において、<u>貿易代金貸付又は保証債務の負担の対象となる貿易代金に係る輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出、仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸、若しくは技術等の提供又は貿易代金貸付若しくは保証債務の負担</u>が、<u>外国為替及び外国貿易法</u>（昭和</p>	<p>（<u>保険料の返還等</u>） 第8条 前条第2項又は第3項の規定により<u>銀行等が保険料を納付する場合</u>において<u>貸付契約に係る輸出契約等又は技術提供契約に基づく輸出貨物の輸出、技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供若しくは仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸又は貸付契約に基づく債権の取得</u>が、<u>外国為替及び外国貿易法</u>（昭和24年法</p>	

新	旧	備考
<p>24 年法律第 228 号。<u>以下「外為法」という。</u>) 第 16 条、第 21 条、第 25 条若しくは第 48 条若しくはこれらの規定に基づく命令の規定による許可若しくは承認を受けられないとき、同法第 67 条の規定により当該許可若しくは承認の効力に付されていた条件により当該許可若しくは承認が効力を失うことが明らかになったとき（銀行等の責めに帰すべき場合を除く。）又は同法第 23 条の規定により中止の勧告若しくは命令を受け中止したときには、当該<u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u>に係る保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、日本貿易保険は、当該保険契約に係る既収保険料の全額を返還する。</p>	<p>律第 228 号) 第 16 条、第 21 条、第 25 条若しくは第 48 条若しくはこれらの規定に基づく命令の規定による許可若しくは承認を受けられないとき、同法第 67 条の規定により当該許可若しくは承認の効力に付されていた条件により当該許可若しくは承認が効力を失うことが明らかになったとき（銀行等の責めに帰すべき場合を除く。）又は同法第 23 条の規定により中止の勧告若しくは命令を受け中止したときには、当該<u>貸付契約</u>に係る保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、日本貿易保険は、当該保険契約に係る既収保険料の全額を返還する。</p>	
<p>2 前条第 2 項又は第 3 項の規定により銀行等が保険料を納付する場合において<u>貿易代金貸付又は保証債務の負担の対象となる貿易代金</u>に係る<u>仲介貿易契約を含む一の契約</u>に基づく<u>仲介貿易</u>貨物の船積が、船積国の法令に基づいて承認を受けるときにおいて、当該承認を受けられないとき及び当該船積の承認の効力に付されていた条件により当該船積の承認が効力を失うことが明らかになったとき（銀行等の責めに帰すべき場合を除く。）には、当該<u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u>に係る保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、日本貿易保険は、当該保険契約に係る既収保険料の全額を返還する。</p>	<p>2 前条第 2 項又は第 3 項の規定により銀行等が保険料を納付する場合において<u>仲介貿易代金貸付契約</u>に係る<u>仲介貿易契約</u>に基づく貨物の船積が、船積国の法令に基づいて承認を受けるときにおいて、当該承認を受けられないとき及び当該船積の承認の効力に付されていた条件により当該船積の承認が効力を失うことが明らかになったとき（<u>約款第 3 条各号のいずれかに該当する事由又は仲介貿易契約の当事者の責めに帰すべき事由により船積することができなくなった場合を除く。</u>）には、当該<u>貸付契約</u>に係る保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、日本貿易保険は、当該保険契約に係る既収保険料の全額を返還する。</p>	
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>	
<p>4 前条第 2 項又は第 3 項の規定により銀行等が保険料を納付する場合において、日本貿易保険は、前 3 項に該当する場合を除き、保険契約が無効となった場合（銀行等の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には無効により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、失効又は解除となった場合（被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には失効又は解除により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、<u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u>の額が減額した場合には減額となった部分に相当する保険料を、保険期間が短縮した場合には保険期間の短縮となった部分に相当する保険料を返還する。ただし、返還の対象となる保険料</p>	<p>4 前条第 2 項又は第 3 項の規定により銀行等が保険料を納付する場合において、日本貿易保険は、前 3 項に該当する場合を除き、保険契約が無効となった場合（銀行等の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には無効により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、失効又は解除となった場合（被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には失効又は解除により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、<u>貸付契約の貸付金の額</u>が減額した場合には減額となった部分に相当する保険料を、保険期間が短縮した場合には保険期間の短縮となった部分に相当する保険料を返還する。ただし、返還の対象となる保険料（加算される保</p>	

新	旧	備考
(加算される保険料がある場合には、返還される保険料と相殺された後の額とする。)が100,000円未満(平成16年9月30日以前に申込みがなされた案件については、30,000円未満)の場合には、保険料は返還しない。	保険料がある場合には、返還される保険料と相殺された後の額とする。)が100,000円未満(平成16年9月30日以前に申込みがなされた案件については、30,000円未満)の場合には、保険料は返還しない。	
5 (略)	5 (略)	
(貿易代金貸付又は保証債務の負担の中止)	(貸付の中止)	
第9条 銀行等は <u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u> を行わないこととするときは、日本貿易保険の承認を受けなければならない。	第9条 銀行等は <u>貸付契約に基づく貸付け</u> を行わないこととするときは、日本貿易保険の承認を受けなければならない。	
2 日本貿易保険は、前項の <u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u> を行わないことに合理的な理由があると認めるときは、同項の承認を行うものとする。	2 日本貿易保険は、前項の <u>資金の貸付け</u> を行わないことに合理的な理由があると認めるときは、同項の承認を行うものとする。	
(保険金の返還等)	(保険金の返還等)	
第10条	第10条	
1 (略)	1 (略)	
2 日本貿易保険は、銀行等が前条第1項の承認を受けずに <u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u> を行わなかったときは、将来にわたってこの特約書を解除することができる。	2 日本貿易保険は、銀行等が前条第1項の承認を受けずに <u>貸付契約に基づく資金の貸付け</u> を行わなかったときは、将来にわたってこの特約書を解除することができる。	
(貿易代金貸付又は保証債務及び保険契約に関する調査)	(貸付契約及び保険契約に関する調査)	
第11条 銀行等は、日本貿易保険が第1条の申込みに関する事項、その他 <u>貿易代金貸付若しくは貸付金等又は借入金等若しくは保証債務</u> に対する保険契約に関する事項について調査、報告又は資料の提出を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならない。	第11条 銀行等は、日本貿易保険が第1条の申込みに関する事項、その他 <u>貸付契約</u> に対する保険契約に関する事項について調査、報告又は資料の提出を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならない。	
2 日本貿易保険は、必要があると認めるときは、 <u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u> に関する銀行等の帳簿その他の関係書類を閲覧することができる。	2 日本貿易保険は、必要があると認めるときは、 <u>貸付契約</u> に関する銀行等の帳簿その他の関係書類を閲覧することができる。	
(回収義務の免除)	(回収義務の免除)	
第12条 日本貿易保険は、 <u>約款(貸付金債権等)第30条又は約款(保証債務)第28条</u> の規定に基づき保険金の支払のときに被保険者の有していた <u>貿易代金貸付に基づく貸付金等</u> に係る債権全て又は <u>保証債務の履行によって取得した求償権</u> を保険代位により取得した場合において、 <u>約款(貸付金債権等)第31条第3項又は約款(保証債務)第29条第3項</u> に規定する義務を被保険者	第12条 日本貿易保険は、 <u>約款第30条</u> の規定に基づき保険金の支払のときに被保険者の有していた <u>代金等</u> に係る債権全てを保険代位により取得した場合において、 <u>約款第31条第3項</u> に規定する義務を被保険者が履行したときは <u>約款第31条第1項、第2項及び第4項</u> に規定する義務を、日本貿易保険が保険事故に係る債権の行使を自ら行う必要があると認め、 <u>約款第31条第1項</u> から	

新	旧	備考
<p>が履行したときは約款（貸付金債権等）第 31 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項又は約款（保証債務）第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する義務を、日本貿易保険が保険事故に係る債権の行使を自ら行う必要があると認め、約款（貸付金債権等）第 31 条第 1 項から第 4 項まで又は約款（保証債務）第 29 条第 1 項から第 4 項までに規定する義務を免除する旨の通知を被保険者に行ったときは当該義務をそれぞれ免除する。</p>	<p>第 4 項までに規定する義務を免除する旨の通知を被保険者に行ったときは当該義務をそれぞれ免除する。</p>	
<p>（外貨建特約書が付された場合の保険料の額） 第 13 条 銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約について外貨建特約書（貸付金債権等）又は外貨建特約書（保証債務）が付された場合は、各特約書の対象となる部分につき、第 6 条の規定にかかわらず、銀行等及び日本貿易保険は各特約書の定めるところに従うものとし、銀行等が保険料を納付すべき場合の当該保険料の額は、保険契約を締結した貿易代金貸付又は保証債務の負担ごとに当該特約に掲げる金額とする。</p>	<p>（外貨建特約書が付された場合の保険料の額） 第 13 条 銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約について外貨建特約書 が付された場合は、当該特約書の対象となる部分につき、第 6 条の規定にかかわらず、銀行等及び日本貿易保険は当該特約書の定めるところに従うものとし、銀行等が保険料を納付すべき場合の当該保険料の額は、保険契約を締結した貸付契約ごとに当該特約に掲げる金額とする。</p>	
<p>第 14 条 （略）</p>	<p>第 14 条 （略）</p>	
<p>（特約書の終了） 第 15 条 銀行等について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第 1 条に規定する特約期間にかかわらず、この特約書は失効する。 2 前項の規定による失効は、将来に向かってのみその効力を生ずる。</p>	<p>（新設）</p>	
<p>第 16 条 （略）</p>	<p>第 15 条 （略）</p>	
<p>（特約書又は約款等の改定の申込等） 第 17 条 第 1 条に規定する期間中に外為法又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約書又は約款等の改定を申込むことができる。 2 （略）</p>	<p>（特約書又は約款等の改定の申込等） 第 16 条 第 1 条に規定する期間中に外国為替及び外国貿易法又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約書又は約款等の改定を申込むことができる。 2 （略）</p>	
<p>第 18 条 （略）</p>	<p>第 17 条 （略）</p>	
<p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その 1 通を所持する。</p>	<p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その 1 通を所持する。</p>	

新	旧	備考
年 月 日	年 月 日	
銀行等名 印	銀行等名 印	
独立行政法人日本貿易保険理事長名 印	独立行政法人日本貿易保険理事長名 印	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u></p>	<p>附 則（略）</p>	

新	旧	備考
<p>附帯別表第1（第1条関係）</p> <p><u>輸出契約等に基づく設備（船舶、車両及び航空機を含む。）若しくはその部分品若しくは附属品の代金若しくは賃貸料又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価</u></p>	<p>附帯別表第1（第1条関係）</p> <p><u>設備（船舶、車両及び航空機を含む。）若しくはその部分品若しくは附属品の代金若しくは賃貸料又は技術若しくは労務の提供の対価の支払に充てられる資金貸付契約（2年以上にわたって償還がなされるもの。ただし、複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金額が優先して償還がなされる場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるものを含み、仲介貿易代金貸付契約にあっては法第26条第1項又は第2項の規定により仲介貿易契約とみなされるものに係る貸付契約に限る。）であって、契約金額（複数の者が協調して貸し付ける契約にあっては、各貸付額の合計額）が1億5,000万円以上のもの。</u></p>	
<p>附帯別表第2（第1条関係）</p> <p><u>次のいずれかに該当する場合をいう。</u></p> <p><u>1 貿易代金貸付金債権等の取得の日から最終償還期限までの期間が2年以上であるもの（複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金額が優先して償還がなされる場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるものを含む。）であって、当該取得の金額（複数の者が協調して貸付又は公債、社債その他これらに準ずる債券の取得を行うものにあつては、それらの合計額）が1億5,000万円以上のもの</u></p> <p><u>2 借入金等により調達される資金を主たる債務者が受領した日から最終償還期限までの期間が2年以上であり、かつ、保証債務の負担の期間が2年以上であるものであつて、当該債務の負担額（複数の者が協調して債務の負担を行うものにあつては、それらの合計額）が1億5,000万円以上のもの</u></p>		

新	旧	備考
<p>附帯別表第3（第3条関係）</p> <p>次の各号の一に該当する<u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u></p> <p><u>一 日本貿易保険が別に定める国を貿易代金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者の所在する国とするもの</u></p> <p><u>二 日本貿易保険が別に定める基準に適合しない信用条件が定められているもの</u></p> <p><u>三 貿易代金貸付又は借入金等の償還について日本貿易保険が別に定める要件に適合する保証状等による保証がないもの</u></p> <p><u>四 日本貿易保険が別に定める事業に係るもの</u></p> <p><u>五 前各号に掲げるもののほか、取引上の危険が大であると認められるもの</u></p>	<p>附帯別表第2（第3条関係）</p> <p>次の各号の一に該当する<u>貸付契約</u></p> <p><u>1 日本貿易保険が別に定める国を貸付金の償還国とする貸付契約</u></p> <p><u>2 日本貿易保険が別に定める基準に適合しない信用条件が定められている貸付契約</u></p> <p><u>3 貸付金の償還について日本貿易保険が別に定める要件に適合する保証状等による保証がない貸付契約</u></p> <p><u>4 日本貿易保険が別に定める事業に係る貸付契約</u></p> <p><u>5 前各号に掲げるもののほか、取引上の危険が大であると認められる貸付契約</u></p>	
<p>附帯別表第4（第7条関係）</p> <p>日本鉄道車両輸出組合 日本機械輸出組合 日本船舶輸出組合</p>	<p>附帯別表第3（第7条関係）</p> <p>日本鉄道車両輸出組合 日本機械輸出組合 日本船舶輸出組合 <u>日本電線輸出組合</u></p>	